第九条第二項中「一万六千五百五円」を「一万六千二百三十六円」に、「一万七千八百二十六円」を「一万七千五百三十五円」に改め、同条第三項中「七十円」を「七十二円」に、「百円」を「百三円」に、「百四十七円」を「百五十一円」に、「二百五十二円」を「二百五十九円」に改め、同条第四項中「四百二十四円」を「四百三十六円」に改め、同条第五項中「五百二十五円」を「五百四十円」に改め、同条第六項中「においては」を「には」に、「三百七十四円」を「四百十円」に改め、同項ただし書中「七百四十八円」を「八百二十円」に、「六百五十八円」を「七百二十二円」に、「七百一円」を「七百十円」に、「五百十六円」を「五百六十六円」に改める。

第十三条第一項ただし書中「選挙人及び」を「選挙人の数若しくは」に、「投票所及び開票所数並びに」を「投票所の数若しくは開票所の数又は」に改め、同項の表を次のように改める。

区分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県 選挙人の数が五十万人未満のもの	一七、八〇六、三〇六円	一三、六二一、七六九円
都道府県 選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	二一、五六四、八九六	一六、四二〇、三八四
都道府県 選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	二五、一〇八、七二七	一九、一二三、三六五
都道府県 選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	二七、六一五、二三〇	二〇、九〇五、三三〇
都道府県 選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	三一、四五二、五八一	二三、八八一、五四二
都道府県 選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	三六、八四五、七六七	二八、〇八一、三九四
都道府県 選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	四四、五〇八、八四五	三四、四八九、九二八
都道府県 選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	四八、六七五、三四一	三七、六八四、〇五二
都道府県 選挙人の数が三百万人以上のもの	七二、三九八、〇二三	五四、六四九、二七六
都道府県の支庁又は地方事務所	四、八六七、七一八	三、八二六、五九一
認定出先機関	二、五七七、二三二	二、〇二八、五五三
大都市 選挙人の数が五万人未満のもの	一〇、二二〇、三五一	八、二三四、三三七
大都市 選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	六、〇一五、一七七	五、一八五、四〇六
大都市 選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	七、二二四、二一三	六、三九四、四四二
大都市 選挙人の数が十五万人以上のもの	一〇、七七六、一八五	九、九四六、四一四
区 選挙人の数が五万人未満のもの	八、八四三、二四五	八、〇一三、四七四
区 選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	六、〇一五、一七七	五、一八五、四〇六
区 選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	七、二二四、二一三	六、三九四、四四二
区 選挙人の数が十五万人以上のもの	一〇、七七六、一八五	九、九四六、四一四
市（大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。） 選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	四、一一四、九二二	三、六六六、八五三
市（大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。） 選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	六、三六二、八四五	五、七一五、三五三
市（大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。） 選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	九、一三一、四四二	八、二八一、五八五
市（大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。） 選挙人の数が十五万人以上のもの	三、〇三四、七八九	二、六六六、八〇一
町村 選挙人の数が千人未満のもの	三一五、四九一	二六五、〇三四
町村 選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	三四五、七三七	二九五、二八〇
町村 選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	五五一、五七九	四七一、五九五
町村 選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	一一、三三三、八九八	一〇、三八八、九六一
町村 選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、五六八、五三三	一、三三四、四一六
町村 選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	一、九八七、六三四	一、七〇五、二八五
町村 選挙人の数が二万人以上のもの	二、四〇〇、七六七	二、〇七〇、一八七

第十三条第二項中「においては」を「には」に改め、同項の表を次のように改める。

区分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県 選挙人の数が五十万人未満のもの	九、五四三、五七九円	七、五五六、六二〇円
都道府県 選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一一、〇九二、八四二	八、七八八、三八八
都道府県 選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一二、六四二、一〇五	一〇、〇二〇、一五六
都道府県 選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	一二、六四二、一〇五	一〇、〇二〇、一五六
都道府県 選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	一三、六一二、三六〇	一〇、八三二、六三六
都道府県 選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	一四、一二一、五〇二	一一、二五一、九二四
都道府県 選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	一五、〇九一、七五七	一二、〇六四、四〇四
都道府県 選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	一五、二七一、六四九	一二、二〇四、三二〇
都道府県 選挙人の数が三百万人以上のもの	一九、九七五、三三六	一五、八一一、九〇〇
都道府県の支庁又は地方事務所	四、三六六、五六八	三、三七二、〇七〇
認定出先機関	二、二三八、二九七	一、七二一、〇一四
大都市 選挙人の数が五万人未満のもの	九、二四五、八三一	七、二九一、四六五
区 選挙人の数が五万人未満のもの	四、〇一〇、三一六	三、一九八、一七九
区 選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	四、〇一〇、三一六	三、一九八、一七九
区 選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	四、〇一〇、三一六	三、一九八、一七九
区 選挙人の数が十五万人以上のもの	四、〇一〇、三一六	三、一九八、一七九
市 選挙人の数が三万人未満のもの	一、九五三、四一七	一、五八七、八三一
市 選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	二、一四九、五四八	一、七一八、五八五
市 選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	三、一七六、二六五	二、五四六、〇五五
市 選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	四、三一三、四五四	三、四八一、二四六
市 選挙人の数が十五万人以上のもの	四、六二五、九八一	三、六九八、六七八
町村 選挙人の数が千人未満のもの	二六五、七四九	二一七、五一八
町村 選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	二六五、七四九	二一七、五一八
町村 選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	四四七、三三一	三六九、五七三
町村 選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	八二五、〇四四	六五二、三八二
町村 選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、二五三、五八五	一、〇二一、八六九
町村 選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	一、五一九、三三四	一、二三九、三八七
町村 選挙人の数が二万人以上のもの	一、七八五、〇八三	一、四五六、九〇五